

◎新潟県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

| 区 間              | 新旧の区別 | 敷 地 の 幅 員            | 延 長         |
|------------------|-------|----------------------|-------------|
| 佐渡市千種字思川丙218番7から | 新     | 10.2 ～ 60.0 メートル     | 6,301.8メートル |
| 同市中原字坪ノ内599番1まで  | 旧     | (A) 8.5 ～ 35.0 メートル  | 4,459.4メートル |
| 佐渡市千種字谷地658番1から  |       | (B) 14.0 ～ 47.8 メートル | 3,929.2メートル |
| 同市八幡字清水1267番1まで  |       |                      |             |

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道多田皆川金井線、県道金井新穂線、県道金井畑野線と重用